



第二章 中核市関係

(中核市についての準用)

第八条 第一条から第三条までの規定は、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定があつた場合について準用する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年八月二十八日政令第二七七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年九月二十七日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十四年九月四日政令第二三八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十七年一月一六日政令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年九月六日政令第二六二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年三月三十一日政令第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附則 (平成五年二月一日政令第三七八号) 抄

1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成六年二月二一日政令第三九七号)

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号) 中地方自治法目次の改正規定(第十二章 大都市に関する特例)を「第十二章 大都市及び中核市に関する特例」第一節 大都市に関する特例 第二節 中核市に関する特例に改める部分に限る。)、第二編第十二章の改正規定並びに別表第二第一号(十一)の改正規定、同号(十二)の次に次のように加える改正規定(指定都市)の下に「及び中核市」を加え、同号中(一の四)を(一の五)とし、(一の三)を(一の四)とし、(一の二)の次に次のように加える改正規定(指定都市)の下に「及び中核市」を加える部分に限る。)、同号(十九の七)、(十九の九)、(十九の十一)、(二十一の二)及び(二十三)の改正規定、同号(十九の三)の改正規定(指定都市)の下に「及び中核市」を加える別表第七第二号の表の改正規定の施行の日(平成七年四月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年八月二十六日政令第二八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国土利用計画法の一部を改正する法律(平成十年法律第八十六号)の施行の日(平成十年九月一日)から施行する。

附則 (平成一一年一〇月一四日政令第三二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年五月三十一日政令第二四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、大規模小売店舗立地法の施行の日(平成十二年六月一日)から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三〇四号) 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一五年三月三十一日政令第一三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年三月三十一日政令第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年九月二十五日政令第三一三号) 抄

1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年一月三〇日政令第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条(指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。)、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年一月二九日政令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月二日政令第一九五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日政令第二二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に第五条(第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定による改正前の指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令(以下この条において「旧必要事項政令」という。)第三條第一項(旧必要事項政令第八条において準用する場合を含む。)

の規定により内閣総理大臣が定めた額とみなす。

2 施行日前に旧必要事項政令第三条第二項(旧必要事項政令第八条において準用する場合を含む。)

の規定により厚生労働大臣が定めた債権の譲渡価格及び支払条件は、施行日以後は、新必要事項政令第三条第二項(新必要事項政令第八条において準用する場合を含む。)

の規定により内閣総理大臣が定めた債権の譲渡価格及び支払条件とみなす。